

議案第83号

教育職員の給与等の特例に関する条例を廃止する条例案

教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教育職員の給与その他の勤務条件の特例を職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において定めることに伴い、不要となる規定を整備するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 教育職員の給与等の特例に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において、「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の校長（園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条に規定する高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける者をいう。

(教職調整額の支給等)

第3条 教育職員（校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額  
の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

3 教育職員については、給与条例第15条の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 給与条例（第11条の2、第22条及び第24条の規定に限る。）

(2) 職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）

(4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員の勤務時間は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

2 教育職員（給与条例第13条に規定する手当を受ける者を除く。次項において同じ。）を前項の規定による正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて教育委員会規則で定める業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを

得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

- 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて教育委員会規則で定める日において、教育職員を第1項の規定による正規の勤務時間中に勤務させる場合も、前項と同様とする。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。